



事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 村井医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 〒020-0874 岩手県盛岡市南大通二丁目5番6号
- (3) 設立認可年月日 平成21年12月25日
- (4) 設立登記年月日 平成22年 1月 7日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	村井産婦人科・ 小児歯科医院	岩手県盛岡市向中野字道明55番地	一般病床 14床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年7月28日 令和2年度決算の決定



様式 2

法人名 医療法人 村井医院
所在地 岩手県盛岡市南大通二丁目5番6号

※医療法人整理番号 338

財 産 目 録
(令和 4年 5月31日現在)

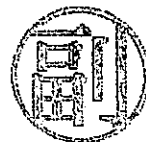
1. 資 産 額 218,437 千円
2. 負 債 額 117,036 千円
3. 純 資 産 額 101,400 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	145,270
B 固 定 資 産	73,167
C 資 産 合 計 (A + B)	218,437
D 負 債 合 計	117,036
E 純 資 産 (C - D)	101,400

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))



法人名 医療法人 村井医院

※医療法人整理番号

222

所在地 岩手県盛岡市南大通二丁目5番6号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 5月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	145,270	I 流 動 負 債	30,601
II 固 定 資 産	73,167	II 固 定 負 債	86,435
1 有 形 固 定 資 産	61,693	負 債 合 計	117,036
2 無 形 固 定 資 産	309	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11,164	科 目	金 額
		I 基 金	25,000
		II 積 立 金	76,400
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	101,400
資 産 合 計	218,437	負 債 ・ 純 資 産 合 計	218,437



法人名 医療法人 村井医院

※医療法人整理番号

338

所在地 岩手県盛岡市南大通二丁目5番6号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	454,331
2 事業費用	434,651
本来業務事業利益	19,680
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	19,680
II 事業外収益	14,497
III 事業外費用	856
経常利益	33,320
IV 特別利益	343
V 特別損失	0
税引前当期純利益	33,664
法人税等	3,322
当期純利益	30,341



監 事 監 査 報 告 書

医療法人 村井医院
理事長 村井 軍一 殿

私は、医療法人村井医院の令和3年度会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年 7月16日

医療法人 村井医院

監事 佐藤 信重